

令和7年 第3回定例会

愛知中部水道企業団議会会議録

令和7年12月25日

愛知中部水道企業団議会

令和7年第3回愛知中部水道企業団議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
一般質問一覧表	3
議案質疑一覧表	7

第 1 号 (12月25日)

議事日程	9
出席議員	9
欠席議員	9
説明のために出席した者の職氏名	9
職務のために出席した職員の職氏名	10
開会の宣告	11
諸般の報告	11
開議の宣告	11
議事日程の報告	11
企業長あいさつ	12
議会運営委員会委員長の報告	13
会議録署名議員の指名	14
会期の決定	14
一般質問	14
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
企業長あいさつ	35
閉会の宣告	35
署名議員	37

令和7年第3回愛知中部水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年12月8日

愛知中部水道企業団

企業長 佐藤 有美

1 期 日 令和7年12月25日

2 場 所 愛知中部水道企業団3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員 (15名)

1番	青 木	けんじ	議員	2番	鈴 木	智 和	議員
3番	こんどう	のぶお	議員	4番	武 田	治 敏	議員
5番	岩 渕	晃 久	議員	6番	山 田	久 美	議員
7番	竹 谷	明 永	議員	8番	田 中	祐 二	議員
9番	原 口	百合子	議員	10番	富 田	えいじ	議員
11番	水 野	勝 康	議員	12番	わたなべ	さつ子	議員
13番	こう田	さとみ	議員	14番	門 原	武 志	議員
15番	加 藤	のぶひさ	議員				

不応招議員 (なし)

令和7年第3回愛知中部水道企業団議会定例会一般質問一覧表

発言 順序	氏 名 (質問方式)	一 般 質 問 内 容
1	こんどう のぶお (一問一答)	<p>1 下水道整備にかかる水道管補償費の減耗分未払について</p> <p>2 ウォーターPPPについて</p> <p>《質問要旨》</p> <p>1 下水道整備にかかる水道管補償費の減耗分未払について</p> <p>豊明市では、平成元年から15年頃にかけて下水道の面整備が行われましたが、下水管敷設に当たり支障物となる水道管の敷設替えに対し、およそ20億円ほどの補償費を水道企業団に対し支払ってきたそうです。</p> <p>ところが、平成29年になって、この補償費は水道管の敷設時からの減耗分が控除されていなかったことが、企業団議会における指摘で発覚しました。</p> <p>減耗分の控除は、国が昭和42年に閣議決定した要綱において義務付けされており、これを怠ったことは明らかな違法行為であります。</p> <p>その結果、豊明市においては、10億円を超えるほどの巨額な過払いが行われた可能性があり、下水道財政を圧迫して、このたびの下水道料金引き上げの原因のひとつとなったとも考えられています。</p> <p>しかしながら、この補償費不払い問題は、全く不問に付されてきたのが実情です。</p> <p>豊明市以外の構成市町、とりわけこの事実を知らない市民にとっては、今現在の問題ですので、これまでの経緯とともに今後の対応について、明確な説明・確認を求めて質問します。</p> <p>1 平成29年の議会で指摘されるまで補償費から減耗分を控除していたことに間違いはないか。</p>

発言 順序	氏 名 (質問方式)	一 般 質 問 内 容
1	こんどう のぶお (一問一答)	<p>2 国の要綱は知らなかったのか、知っていたのに控除しなかったのか。</p> <p>3 豊明市は、「平成30年の企業団と市町の会議で、補償契約どおり履行されているので適切、との回答を企業団から得ている」としているが、事実か。</p> <p>4 「適切」との回答に、各市町から異論や不払い分の請求はなかったのか。</p> <p>2 ウォーターPPPについて</p> <p>現在、国が上下水道事業のウォーターPPPを推し進めています。その主な理由としては老朽化施設の急増、財政負担、技術職員の不足などがありますが、水道事業は、災害時や緊急時に企業団が責任を持って対応すべき生活のインフラであります。</p> <p>企業団がウォーターPPPを導入すれば、職員の技術が無くなり、「公平性」「透明性」「説明責任」の観点から、市民や議会の監視機能が十分にできなくなる危険性があります。ウォーターPPPに対する企業団の姿勢・運営等を質問します。</p> <p>1 当企業団はウォーターPPPの調査・検討はしているか。</p> <p>2 周辺自治体や類似の企業団の動きは。</p> <p>3 ウォーターPPPを導入するメリット、デメリットは把握しているか。</p> <p>4 当企業団としてのウォーターPPPに対する考えは。</p>
2	門原 武志 (一問一答)	<p>1 水源地の環境保全について</p> <p>2 職場におけるハラスメント防止について</p> <p>《質問要旨》</p> <p>1 水源地の環境保全について</p> <p>(1) 「水源の森」森林整備協定について</p>

発言 順序	氏 名 (質問方式)	一 般 質 問 内 容
2	門原 武志 (一問一答)	<p>ア 6月から徴収が廃止された水道水源環境保全基金のように、水源地の環境保全のための資金を水道事業者が徴収する事例は、本水道企業団以外にもあったか。</p> <p>イ 同基金の徴収廃止について、第4回水道料金審議会（令和6年6月）資料の「水道水源環境保全基金の財源計画及び徴収廃止」で「森林保全にかかる多重課税の状況」と示されている。今後は企業団として水源地の環境保全のための資金の徴収はしないか。</p> <p>ウ 令和14年度に満了する木曽広域連合との木曽川「水源の森」森林整備協定は延長する考えか。また矢作川上流の豊田市稲武地区の財産区との協定についてはどうか。</p> <p>(2) 水道水源環境保全基金について</p> <p>ア 水源地環境整備事業費の令和7年度予算の執行状況について伺う。</p> <p>イ 木曽広域連合と合意した「木曽川「水源の森」森林整備協定造林事業次期計画について（R7～R14）」で、基金支出を令和6年度より多く見込んだ理由をあらためて説明されたい。</p> <p>ウ 森林整備協定にある「森林整備の促進」の意味するところは何か。また整備目標を達成できない理由として「林業の人材不足」が挙げられているが、協定の区域内の人口増加を図るための施策も「森林整備の促進」と捉えてはどうか。</p> <p>エ 水道水源環境保全基金を使い切った後、水源地の環境保全にどうかかわる考えか。</p> <p>2 職場におけるハラスメント防止について</p> <p>(1) 企業団の要綱の対象者について</p>

発言 順序	氏 名 (質問方式)	一 般 質 問 内 容
2	門原 武志 (一問一答)	<p>令和6年第3回定例会の一般質問で、特別職も対象にしないかとの質問に、調査・研究したいとの答弁があった。結果はどうか。</p> <p>(2) 外部の相談体制について 外部の相談窓口や調査機関を設ける考えはあるか。</p> <p>(3) ハラスメント研修について ハラスメント研修の実施状況はどうか。</p>
3	わたなべ さつ子 (一括)	<p>1 令和6年度に水道事業が、厚生労働省所管から国土交通省及び環境省へと移管して約1年が経過したが、愛知中部水道企業団の業務に何か変化があったかを問う。</p> <p>《質問要旨》</p> <p>1 水道行政のうち国土交通省に移管されたことにより変化したことはあるか。</p> <p>2 水道行政のうち環境省に移管されたことにより変化したことはあるか。</p>

令和7年第3回愛知中部水道企業団議会定例会議案質疑一覧表

議案 番号	氏 名	議 案 質 疑 内 容
議案 第11号	こんどう のぶお	<p>議案第11号 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>《質疑事項》</p> <p>愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>《質疑要旨》</p> <p>① 対象職員は何名で、その影響額は。</p> <p>② 正規職員と会計年度職員を比較した場合、期末手当、勤勉手当の支給月数も同じか。</p> <p>③ 正規職員と会計年度の方の期末手当、勤勉手当の基準日、支給日は同じか。</p>
議案 第12号	わたなべ さつ子	<p>議案第12号 令和7年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について</p> <p>《質疑事項》</p> <p>議案第12号では資本的収入1,120,488千円の予定額に対して、国庫補助金が49,170千円が26,272千円の減額である。この国庫補助金は、水道総合地震対策事業に対する国庫補助金である。この資本的収入の変更について伺う。</p> <p>《質疑要旨》</p> <p>1 この補正予算の変更はどのような内容か。</p> <p>2 この変更による、重要給水施設管路耐震化事業の変更はどうか。</p>
	こんどう のぶお	<p>議案第12号 令和7年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について</p> <p>《質疑事項》</p> <p>令和7年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について</p>

議案 番号	氏 名	議 案 質 疑 内 容
議案 第12号	こんどう のぶお	<p>《質疑要旨》</p> <p>① 社会資本整備総合交付金とはどのような国庫補助金で交付率はいくらか。</p> <p>② 補正予算額26,272千円の減額された原因・理由は何か。</p> <p>③ 既決予定額の49,170千円の具体的な内容は何か。</p>

第 3 回 定 例 会

(第 1 号)

令和7年第3回愛知中部水道企業団議会定例会

議 事 日 程

令和7年12月25日午後2時00分開会

- 日程第1 企業長あいさつ
- 日程第2 議会運営委員会委員長の報告
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議案第11号 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第12号 令和7年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について

出席議員（15名）

1番	青木 けんじ	議員	2番	鈴木 智和	議員
3番	こんどう のぶお	議員	4番	武田 治敏	議員
5番	岩 渕 晃久	議員	6番	山 田 久美	議員
7番	竹 谷 明永	議員	8番	田 中 祐二	議員
9番	原 口 百合子	議員	10番	富 田 えいじ	議員
11番	水 野 勝康	議員	12番	わたなべ さつ子	議員
13番	こう田 さとみ	議員	14番	門 原 武志	議員
15番	加 藤 のぶひさ	議員			

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

企 業 長	佐藤 有美君	副 企 業 長	小 浮 正 典 君
副 企 業 長	近 藤 裕 貴 君	副 企 業 長	小 山 祐 君
副 企 業 長	石 橋 直 季 君	局 長	山 田 紀 夫 君
副 局 長	山 田 浩 司 君	次 長（管理）	近 藤 隆 徳 君

次長（営業）	谷澤英一君	次長（技術）	竹内稔君
専門監兼総務課長	上村知由君	専門監兼建設課長	川本弘直君
経営企画課長	川野道広君	事業推進課長	岡本弘文君

職務のために出席した職員の職氏名

議会事務部長 書記	後藤章仁君	総務課主幹	伊藤幸雄君
経営企画課課長補佐	鈴木勝也君	豊明市 経済建設部長	星子恭士君
日進市下水道課長	村瀬厚君	みよし市 都市建設部次長兼下水道課長	舟橋伸幸君
長久手市 下水道課長	丸山賢一君	東郷町下水道課長	近藤道明君

◎開会の宣告

○議長（武田治敏議員） 令和7年第3回愛知中部水道企業団議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日は、議員各位並びに執行機関の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本定例会に提出されます議案は、企業長提出議案といたしまして、愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを始め2議案でございます。

慎重なる御審議をいただきますとともに、議会運営に御協力をお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、議場内の空気が乾燥しておりますかなと思いますので、体調を考慮し、飲物の持込みを蓋つきのものに限り許可をしたいと思います。

ただいまの出席議員数は15名で、議員定足数に達しております。よって、令和7年第3回愛知中部水道企業団議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（午後 2時00分）

◎諸般の報告

○議長（武田治敏議員） 日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から、令和7年度6月分から10月分までの例月出納検査の結果報告書及び定例監査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておきました。

続きまして、地方自治法第121条の規定により、本定例会に議案説明のため、企業長以下説明者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

◎開議の宣告

○議長（武田治敏議員） それでは、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（武田治敏議員） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、

その日程表に従って進めてまいります。

本日の日程に入ります。

◎企業長あいさつ

○議長（武田治敏議員） 日程第1、企業長より御挨拶をお願いいたします。

佐藤有美企業長。

○企業長（佐藤有美君） 開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和7年第3回愛知中部水道企業団議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多用の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

令和7年も残り僅かとなりましたが、今年を振り返りますと、強く印象に残っておりますのが、1月に埼玉県八潮市で発生しました大規模な道路陥没事故でございます。今もなお復旧作業による交通規制が続くなど、住民生活に多大なる影響を及ぼしており、ライフラインの老朽化がもたらす様々なリスクが急速に顕在化し始めた昨今の状況を象徴する出来事となりました。

国土交通省は、この事故を受け、上下水道の管理の困難さや不具合があった際の市民生活への影響の大きさを再認識し、下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会を発足させました。また、委員会での議論を踏まえ、同種・類似の事故の発生を未然に防ぐため、事故発生時に社会的影響が大きい上下水道管路の更新の加速化と、リダンダンシーの確保、いわゆる複線化を推進すべく、事業者への支援の拡充を図るなど対策を行っております。

こうした中、本企業団は次世代に負担を先送りせず、健全な事業運営を継続するため、本年6月に水道料金の改定をさせていただきました。また、10か年計画で進めております第3次アクア・シンフォニー計画及び第2次水道施設整備計画が計画開始から5年目の中間期を迎え、水道事業を取り巻く環境の変化や今後の水道事業の課題に対応するため、これまで実施した事業の進捗状況の確認を行うとともに、事業の再編成及び目標の再設定を行ったところでございます。

令和8年度から始まる計画の後期では、引き続き経営努力と業務改善を常に意識し、新たな目標の達成に向け、職員一丸となって取り組み、安心・安全で強靱な水道システムの構築と持続可能な事業経営に努めてまいります。

さて、今年度の各種事業につきましては、現在計画に沿って順調に進んでおり、また経営面につきましては、主要財源であります料金収入につきまして予算並みに確保できるものと見込んでおります。

本日の定例会で御審議いただく案件は、愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを始め2件でございます。

慎重なる審議をいただきまして、原案どおりお認めいただきますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○議長（武田治敏議員） ありがとうございます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（武田治敏議員） 日程第2、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

○議会運営委員会委員長（こう田さとみ議員） それでは、議長より御指名がございましたので、議会運営委員会の協議結果につきまして御報告を申し上げます。

本定例会の運営につきましては、12月8日午後4時及び本日の午後1時30分より委員会を開催いたしました。

12月8日の協議結果につきましては、既に文書でお知らせをしておりますので、主なもののみ御報告を申し上げます。

本定例会の会期につきましては、本日1日といたしました。

付議されました議案は、企業長提出議案といたしまして、議案第11号 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について始め2件であり、提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うことといたしました。

本日の協議結果でございますが、一般質問につきましては一問一答方式で2名、一括方式で1名、議案質疑につきましては2名の事前通告がございましたので、その取扱いにつきまして確認をいたしました。

一般質問につきましては、発言時間は再質問を含め1人20分以内とし、質問回数は、一問一答方式では制限を設けず、一括方式では再質問を含め2回を超えることができないこととし、関連質問は認めないものといたしました。

また、議案質疑につきましては、発言時間は再質疑を含め1議案1人15分以内とし、質疑回数は同一議題については2回を超えることができないこととし、関連質疑は認めないも

のといたしました。

議事進行に格別の御協力をお願いいたしまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（武田治敏議員） 御苦労さまでございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（武田治敏議員） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第84条の規定に基づき、10番、富田えいじ議員及び14番、門原武志議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（武田治敏議員） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武田治敏議員） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（武田治敏議員） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問について通告がありますので、通告順に発言を許します。

3番、こんどうのぶお議員。

○3番（こんどうのぶお議員） それでは、一般質問を始めさせていただきたいと思います。

下水道整備に係る水道管補償費の減耗分未払についてです。

豊明市では、平成元年から15年にかけて下水道の面整備が行われましたが、下水管敷設に当たり支障物となる水道管の布設替えに対し、およそ20億円ほどの補償費を水道企業団に対し支払ってきました。

ところが、平成29年になって、この補償費は水道管の布設時からの減耗分が控除されていなかったことが、企業団議会における指摘で発覚しました。減耗分の控除は、国が昭和42年に閣議決定した要綱において義務づけされており、これを怠ったことは明らかな違法行為であります。

その結果、豊明市において10億円を超えるほどの巨額な過払いが行われた可能性があり、下水道財政を圧迫して、このたび下水道料金の引上げの原因の一つになったとも考えられています。豊明市では25.6%の値上げであります。

しかしながら、この補償費不払問題は全く不問に付されてきたのが実情であります。豊明市以外の構成市町、とりわけこの事実を知らない市民にとって今現在の問題ですので、これまでの経緯とともに今後の対応について明確な説明を求めて質問をします。

1つ目です。

平成29年の議会で指摘されるまで補償費から減耗分を控除、これ「して」じゃなくて、「していなかった」ということは間違いありませんか。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員の質問に対する答弁者、竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 技術次長の竹内でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

下水道工事に伴い、水道管の布設替えをする場合の費用負担は、下水道事業者である市町から移転依頼の申込みを受け付けまして、企業団との間で負担割合等を協議し、締結した物件移転補償契約に基づき補償を負担していただいておりますが、当時の契約書には減耗分を控除する旨の記載がないことは認識しております。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） 控除していなかったということですか。

減耗分として控除すべき金額、各市町で幾らでしょうか。概算でいいのでお答えください。

○議長（武田治敏議員） 答弁者、竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 資料等がございませんので、算出はしておりません。以上です。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） 例えば豊明市では、控除すべき減耗分は水道管の平均減価償却率42.3%としてみると約12億円の推計になっております。

それで、じゃあ金額も億単位であります。重大な問題であります、豊明市から減耗分が幾らかの間合せ、これはなかったのでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 答弁者、竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 間合せ等はございません。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） 問合せがないということですね。

構成市町にまたがる問題です。企業団として、広報等で受益者である市民、住民に公表はしましたか。

○議長（武田治敏議員） 答弁者、竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 公表等はしておりません。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） なぜ公表しないのでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 答弁、竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 物件移転補償契約で双方の合意の下に契約をしておりますので、その旨は合法ということで、私どもの方では公表はしておりません。以上です。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） 今の公表しないこと、これは誰がどのように判断されたのでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 答弁者、いいですか。竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 適法であったものを公表というのはしておりませんのでというお答えしかできなくて申し訳ないんですけども。以上です。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） それでは、続きまして2番目の国の要綱、これらの要綱を知っていたのか、知っていたのに控除しなかったのか、どちらでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 公共工事の施行に伴う公共補償基準要綱というのがありまして、そちらについては承知をしておりましたが、市町との協議の結果、控除は行っておりませんでした。以上です。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） じゃあ、今まで減耗分の処理していなかったんですね。それで平成30年から改めました。なぜ改めたのでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 減耗分の処理があることは知っておりましたが、企業団の方ではその減耗の処理をしていませんので。以上です。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） 減耗処理していなかったということですね。

平成30年から減耗分を控除するように改めたということなんです。それって、公共補償要綱に違反した運用があったということを認めたということによろしいのでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 答弁者、竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 認めたというふうに捉えられるかもしれませんが、市町との協議をもう一度始めて、その旨、その内容について協議の方をしておりますので、平成31年からというスケジュールをもって減耗の方はさせていただいています。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） ちょっともう一回聞きます。

違反した運用であったことを認めたということなのですか。ちょっとよく分からない。もう一度。

○議長（武田治敏議員） 竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 違反したというわけではなくて、双方合意の上で契約をしておりますので、それはうちの企業団と豊明市さんの方で合意の上、している契約ですので、本来ですと、そちらの方から見ると違反というふうに捉えられるかもしれないんですけど、うちの方では、うちの方というか、豊明市さんと企業団の双方での協議で決めたことですので、申し訳ないですけど、適法というふうにさせていただいていますので、よろしくをお願いします。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） ちょっと行きましょう、次。

3番の豊明市の今年度の9月議会において、平成30年の企業団と市町の協議で補償契約どおり履行されているので適切との回答を企業団から得ていると豊明市の部長は答弁しています。これは承知していますか。

○議長（武田治敏議員） 竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 会議録等、資料等を確認して、承知しております。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） これは国の要綱に違反しているんですよ。これが承知している、適切、合意、そういったことは言えるのでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 答弁者、竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 何度も繰り返すようですけど、物件補償契約で合意しており

ますので、そちらについて当事者である双方の企業団と豊明市さんとの合意の上ですので、そちらの方は適法というふうに企業団の方では判断しております。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） 民法上は契約しているので合意かもしれませんが、憲法29条第3項、正当な補償の下、公共に用いることができますとあります。公共補償基準要綱に違反して、減耗分を差し引かずには補償していて正当な補償、合意と言えるのでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 企業団の方では適切と判断しておりますので。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） 今言われた適切との判断ですけど、これ法律の専門家の意見はお聞きになったのでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 答弁者、竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） そこまでの資料がなくて大変申し訳ないですけど、そこら辺のお答えは申し訳ないですけど、できません。以上です。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） 専門家の意見は聞いたか聞いていないか、お答えください。

○議長（武田治敏議員） 竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） そこまでの資料がありませんので、分かりません。以上です。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） 分かりませんということですね。

また、このような重要な問題なのに、平成30年5月31日の市町との会議に課長以下の出席で済ませています。これがそれですけど、復命書、会議記録は大問題だと思います。これ、課長以下の出席で済ませることを決めたのは誰が判断したのでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 答弁者、いいですか。竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 課長以下の判断というか、組織で諮っておりますので、そちらの方の組織で適正に判断していると考えております。以上です。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） この当時の企業長はどなたでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 答弁者、大丈夫、いいですか。

○3番（こんどうのぶお議員） 通告しています。

○次長（技術）（竹内 稔君） すみません、名前言いますが、小浮豊明市長でございます。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） 豊明市長、小浮正典市長ですね。

じゃあ、4番目に行きます。

適切との回答に、各市町から異論や不払いの請求はなかったのでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 異論等はありませんでした。以上です。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） 平成30年5月の会議、この後、私どもの豊明市の出席者も異論や不払いの返還請求はしていなかったのでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 私の知る限りは聞いておりません。以上です。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） 豊明市では、減耗分が返還されていず、下水道事業の収支を圧迫して下水道料金の値上げに影響しています。契約は有効とのことではありますが、国の要綱に違反して減耗分を支払わなかったことは正当な補償ではありません。憲法にも違反し、民法上でも、事実を知ってから5年以内であれば契約の錯誤となり、移転補償契約自体が取消しとなります。

最後に、不利益を被った利用者から住民訴訟が起これば裁判で負ける可能性もあります。

今のうちに遡って返還することを再検討したらいかがでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 答弁者、竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） どちらにしても適正と判断しておりますので、うちの方ではちょっと過払いというか、不払いというか、不法というか、そちらの方で判断しておりませんので、その辺はうちの方では具体的な根拠に乏しいものと考えていますので、申し訳ないんですけど。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） それでは、続きましてウォーターPPPの方に入らせていただきます。

現在、国が上下水道事業のウォーターPPPを推し進めています。その主な理由としては、老朽化設備の急増、財政負担、技術職員の不足などがあります。水道事業は、災害時や緊急

時に企業団が責任を持って対応すべき生活のインフラであります。企業団がウォーターP P Pを導入すれば職員の技術もなくなり、公平性、透明性、説明責任の観点から、市民や議会の監視機能が十分にできなくなる可能性があります。ウォーターP P Pに対する企業団の姿勢、運営等を御質問します。

1つ目で、当企業団はウォーターP P Pの調査・検討はしているのでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 答弁者、竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 国土交通省による説明会等に参加して調査・研究は行っていますが、本企业団では現時点で導入に至る事業がないと認識しております。以上です。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） それでは、導入するしない、導入可能性調査もする予定もないということよろしいでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 調査・研究はしてまいりますので、可能性等は、あれば導入はしていきたいと考えています。以上です。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） 続きまして、2番目の周辺自治体や類似の企業団の動きはどうでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 導入している事業体が、今のところ確認している限り、ありません。以上です。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） 確認している限りがない、導入。全国だとか、海外の失敗事例の方は確認されているんですか、していないのでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 企業団の同規模の団体等、全国でいくとありますけど、同規模の団体についてはございません。以上です。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） じゃあ、次の3番目のウォーターP P Pを導入するメリット・デメリットはどのように把握されているのでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） ウォーターP P Pなんですけど、導入の一般的なメリット・デメリットは把握しておりますけど、先にお答えしたとおり、企業団では導入事業がございませんので、本企业団におけるメリット・デメリットは把握してございません。以上です。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） 把握していない。

最後に、ちょっと最後に聞きます。

4番目のウォーターP P Pに対する考え、もう一度あればお答えください。

○議長（武田治敏議員） 竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 先ほどもお答えしたとおり、現時点では企業団に導入事業がありませんので、国が進める施策でもありますので、引き続き情報の方の収集に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） 今までの話からいうと、企業団では導入可能性調査も、ウォーターP P Pを導入するということはないということによろしいでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 現時点ではないんですけど、研究等はして、導入の可能性もありますので、全て否定ではございません。以上です。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員） これで一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（武田治敏議員） これにて3番、こんどうのぶお議員の一般質問を終わります。

続きまして、14番、門原武志議員。

○14番（門原武志議員） それでは、通告書に従いまして一般質問をいたします。

先ほど通告したはずけどもというふうな発言の内容が通告書に書いていないので、なるほど通告というものは難しいものだなということを感じました。なかなかフレキシブルな通告書なんだなということを思います。

本題に入りますけれども、私は水源地の環境保全について伺ってまいりたいと思います。

私ども企業団議会として、この7月31日と8月1日に木曾川上流域への研修に伺い、特に木曾広域連合さんから森林整備の人手不足について直接お話を伺うことができました。蛇口をひねればおいしい水が出てくる生活が当たり前のようになっていますが、水源地の環境

が守られてこそだということを改めて実感しました。

そのための取組として、水道企業団として水道水の使用量1立方メートル当たり1円を水道水源環境保全基金のために徴収していましたが、令和6年第3回定例会での企業団給水条例の改正により、今年6月から徴収が廃止されました。

ここで確認ですけれども、水源地の環境保全のための資金を水道事業者が徴収する事例はほかにもありましたか。

○議長（武田治敏議員） 門原議員の質問に対する答弁者、近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 管理担当次長の近藤でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの御質問につきましてお答えさせていただきます。

内閣官房水循環政策本部事務局が令和6年1月に公表した「流域マネジメントの手引き」によりますと、愛知県内では本企業団以外に豊田市、蒲郡市の2事業体で水道料金に上乗せして徴収している事例がございます。

また、そのほかとして東三河地区の公益財団法人豊川水源基金におきましても、構成市町村が水道料金に上乗せして徴収し、同様の事業を実施している事例を把握しております。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 門原議員。

○14番（門原武志議員） ありがとうございます。

同基金の徴収廃止について、令和6年6月の第4回水道料金審議会の資料の水道水源環境保全基金の財源計画及び徴収廃止で、森林保全に係る多重課税の状況と示されています。

今後は、企業団として水源地の環境保全のための資金の徴収はしないのか、答弁を求めます。

○議長（武田治敏議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 令和14年度の協定期間満了までは、現在有している基金残高で計画期間の財源充当が可能であると見込んでおりますので、今後資金徴収を行う予定はありません。以上です。

○議長（武田治敏議員） 門原議員。

○14番（門原武志議員） 次に参ります。

令和14年度に満了する木曾広域連合との木曾川「水源の森」森林整備協定は延長する考えがありますか。また、矢作川上流の豊田市稲武地区の財産区との協定についてはどうです

か。

○議長（武田治敏議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 木曾川「水源の森」森林整備協定における協定満了以降の協定延長につきましては、現在のところ未定でございます。

また、矢作川「水源の森」森林整備協定につきましては、豊田市財産区との協定が令和7年度までとなっておりますが、次年度以降は、財産区における施業場所の確保が困難であると豊田市森林課から聞いております。現在、ほかの施業場所の選定、期間の延長も含め、次年度以降の協定締結に向けた協議を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 門原議員。

○14番（門原武志議員） 次に、水道水源環境保全基金について伺います。

この基金の令和7年度予算の執行状況について伺います。

○議長（武田治敏議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 現時点での水源地環境整備事業費の執行状況は15.7%となっております。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 門原議員。

○14番（門原武志議員） これについて再質問いたしますけれども、それは支払時期の状況ですか。それとも、年度末までの事業の実施状況も見込んでのものですか。

○議長（武田治敏議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 執行率が低い原因でございますが、助成金の執行率が低いためでございます。木曾川に係る森林整備の助成金につきましては、企業団に対し、これまで3回の申請がなされておりますが、整備面積、金額ともに小規模な作業分の申請であったために執行率は低くなっております。

なお、木曾広域連合に確認しましたところ、今年度の助成金申請は全部で5回となる見通しであり、例年秋から冬にかけて間伐作業が進捗するため、今年度の残りの申請分において、整備面積、金額とも増加する見通しであるとのことでした。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 門原議員。

○14番（門原武志議員） 次に、木曾広域連合と合意した木曾川「水源の森」森林整備協定造林事業次期計画について、令和7年から令和14年について伺います。

先ほど紹介しました第4回水道料金審議会の資料によると、基金支出について令和6年度は2,072万1,638円の計画だったのに対しまして、令和7年度以降は3,456万5,

000円というふうに令和6年度よりも多く見込んだ理由について、改めて御説明ください。

○議長（武田治敏議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 令和7年度から計画のさらなる推進を補完するため、新規事業として町村単独事業への基金支出を追加したためでございます。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 門原議員。

○14番（門原武志議員） これについて、令和6年度決算では1,500万円ほどだったと思います。一方、令和7年度は3,800万円ほどの予算で計画よりも多く見込んでいるわけでありませけれども、町村単独事業の効果を見込んだということでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 議員おっしゃるとおり、新規事業での効果を見込んだ金額となっております。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 門原議員。

○14番（門原武志議員） 次に参ります。

森林整備協定にある森林整備の促進の意味するところについて確認いたします。その意味するところは何でしょうか。

また、整備目標を達成できない理由として、林業の人材不足が挙げられていますが、協定の区域内、木曾広域連合の区域内の人口増加を図るための施策も森林整備の促進と捉えてはどうでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 本協定における森林整備の促進とは、協定第2条にも記載されておりますとおり、森林の持つ水源涵養及び国土保全機能を高め、水資源の確保に努めることにより、健全な水循環型社会の構築を図ることを意味しているものでございます。

また、林業の人材不足につきましては、森林整備を推進するための喫緊の課題ではありますが、上流区域内の人口増加を図るための施策は、国、県、上流地域の町村が主体となって対策を講じるものであると考えております。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 門原議員。

○14番（門原武志議員） 林業の人材不足は、森林整備を推進するための喫緊の課題だという思いから、私は人材不足の解消という点から人口増加を図るための施策というものを上げました。人材不足への対応と言えるかどうかはともかく、これまでも平成27年度に林業の整備、熊などの獣害対策、虫害対策など附帯事業の追加など見直しがされています。

監査委員の基金運用状況の決算審査の意見では、計画どおりの面積確保が難しい状況に触れられ、現状の課題を踏まえ、上流域とのより一層の協議、連携を図られるよう要望と述べられています。水道料金で成り立っている水道事業者が水源の環境を守るために取り組むことの難しさは基金のための徴収を廃止したことからも感じているところでもあります。

そこで伺いますけれども、水道水源環境保全基金を使い切った後、水源地の環境保全にどう関わるのか、答弁を求めます。

○議長（武田治敏議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 現在の基金残高で、協定期間満了までの財源充当が可能であると見込んでおりますが、基金を使い切った後の水源地の環境保全への関わりにつきましては、現時点では未定でございます。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 門原議員。

○14番（門原武志議員） 私どもの東郷町も、王滝村の分収造林事業で造林に投資し、また王滝村への宿泊費助成で水源地域への関わりを増やすように努めてきました。各市町と木曾川上流域との交流、協力のために企業団は大きな役割を果たしてきました。水道料金と一緒に水源地の環境保全のための資金を集めるという方法は役割を終えたとも思いますが、水道事業者として水源地には無関心であってはなりません。

一方、水道料金で成り立っている事業者がどこまで関わるべきなのかも併せて検討すべきだというふうなことを答弁からも感じた次第であります。

以上申し上げます、この質問については終わります。

次に参ります。

職場におけるハラスメント防止についてということであります。

まず、企業団の要綱の対象者についてでございますが、令和6年第3回定例会の一般質問で、特別職も対象にしないのかというような質問に、調査・研究したいとの答弁がありました。結果はどうだったでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 特別職も対象にしたハラスメント条例の制定状況につきまして、ハラスメントの主体、研修、条例の内容、手続方法など、県内の条例制定のあった5つの自治体について確認を行いました。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 門原議員。

○14番（門原武志議員） 確認なんですけれども、東郷町では、第3回定例会で東郷町議会

議員及び町長等並びに職員のハラスメント防止及び排除に関する条例の制定が全会一致で可決され、来年1月、来月からでございますけれども、施行されることも確認されたと思えます。これは、町長など常勤の特別職と議員も対象になっていますが、確認されたでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 今議員言われたことに関しましても、確認を行った結果、特別職も対象とした条例制定は現時点では予定をしておりませんが、今後も他団体の動向に注意し、引き続き調査・研究をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 門原議員。

○14番（門原武志議員） 引き続き、条例に限った話ではないと思えますので、仕組みをつくることもまず大事かなと思えますので、よろしく願いいたします。

次、外部の相談体制について伺ってまいります。

東郷町では、前町長のハラスメント事案をきっかけに、職場でのハラスメント防止体制の見直しがされ、今年の1月から、職員のために公認心理師という専門家による相談窓口が設置されています。来年1月、来月から施行される東郷町の条例では、この相談窓口の設置を明記し、必要に応じて外部の調査機関を設置することとしています。外部の相談窓口や調査機関を設ける考えはありますか。

○議長（武田治敏議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 外部の相談窓口として、国の機関である愛知労働局や愛知県労働委員会の公的な相談機関を紹介することとしておりますが、今後弁護士などへの相談体制につきましては、他市町を参考に調査・研究を行ってまいります。なお、現時点では調査機関を設ける考えはございません。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 門原議員。

○14番（門原武志議員） 確認なんですけれども、現時点で調査機関を設ける考えがないというのは、おっしゃるのは調査すべき事案を把握していないということだろうかと思えますけれども、これも皆さん御存じかもしれませんが、東郷町は前町長の事案が報道され、本人も自分の行為にハラスメントがあったことを認めた後、町が県弁護士会に人選を依頼して、弁護士による第三者委員会を設置し、経過を調査し、再発防止策も示しました。

繰り返しますけれども、現時点では設けることは考えていないけれども、必要があれば設けるということも含んでの答弁でしょうか。

○議長（武田治敏議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 調査機関の設置につきましても、他市町を参考に調査・研究を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 門原議員。

○14番（門原武志議員） これは、前町長のハラスメント事案を防げなかった町の議員が何を言っているんだということを言われることを承知の上であえて取り上げさせていただきました。

というのは、役場や市役所と違って、企業団というのは大きな組織ではありませんもので、そういったところでは加害者と被害者を引き離すとか、そういったことはなかなか難しいということで、条例にするかどうかはともかく、そういった仕組みづくり、引き続き検討していただきたいというふうに考えております。

最後に、ハラスメントの研修の実施状況について伺います。

○議長（武田治敏議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） ハラスメント研修の実施状況でございますが、職場内研修として過去2回、全職員を対象に実施をしております。また、外部研修機関が実施するハラスメント研修にも職員を参加させ、ハラスメント防止に向けた知識習得や意識の醸成に努めております。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 門原議員。

○14番（門原武志議員） 私も常に加害者になる可能性というものを考えながら活動しております。一部の特殊な人間がハラスメントを起こすわけじゃないということ、また日常、人間関係があればハラスメントは起きる可能性がある。そういったことは、皆さん十分研修等を通じて御存じのことかと思えます。私もそういった加害者になる可能性ということを忘れないように、この場を借りて表明いたしまして、この質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（武田治敏議員） これにて、14番、門原武志議員の一般質問を終わります。

続きまして、12番、わたなべさつ子議員。

○12番（わたなべさつ子議員） それでは、通告書に従い、以下の質問をさせていただきます。

令和6年度に水道事業が厚生労働省所管から国土交通省及び環境省へと移管して、約1年が経過しました。愛知中部水道企業団の業務に何か変化があったかを伺います。

1、水道行政のうち国土交通省に移管されたことにより変化したことはありますか。

2、水道行政のうち環境省に移管されたことにより変化したことはありますか。お願いいたします。

○議長（武田治敏議員） わたなべ議員の質問に対する答弁者、竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 1点目の国土交通省に移管されたことによる変化でございますが、本企業団において国土交通省が所管する各業務での変化はありませんが、継続している重要給水施設管路耐震化事業等の補助事業に関して、県補助から国庫補助に替わっております。

2点目の環境省に移管されたことによる変化については、本企業団において環境省が所管する水質に関する業務での変化はございません。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） よろしいですか。

わたなべ議員。

○12番（わたなべさつ子議員） 再質問をお願いいたします。

1点目について、県補助金から国庫補助金に移っただけで科目等変わらないということですか。

2点目については、環境省が所管する水質に関する業務での変化がないのは何によってか、お願いいたします。

○議長（武田治敏議員） 竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 1点目の再質問の科目等は変わらないかについてでございますが、変わっておりません。

2点目の再質問の変化がないのは何によるものかについてでございますが、水道法に定められているものでございます。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） これにて、12番、わたなべさつ子議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（武田治敏議員） 日程第6、議案第11号 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 管理担当次長の近藤でございます。

議案第11号 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

この案を提出いたしますのは、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、これに準じて本企業団職員の給与に関して改めるものでございます。

改正内容といたしましては、別表第一及び別表第二に定めております企業職給料表一及び企業職給料表二につきまして国に準じて改めるもので、給料月額を7,600円から1万3,200円、全体平均で約3.22%引き上げるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、別表給料表の改正規定は令和7年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（武田治敏議員） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第11号について質疑の通告がありますので、発言を許します。

3番、こんどうのぶお議員。

○3番（こんどうのぶお議員） それでは、議案第11号について質疑をします。

3つあります。

対象の企業団職員は何名で、その影響額は幾らでしょうか。

2番目に、正規職員と会計年度職員を比較した場合、期末手当、勤勉手当の支給月額も同じでしょうか。

3番目、正規職員と会計年度の方の基準日、支給日も同じでしょうか。

3点です。よろしくお願ひします。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員の質疑に対する答弁者、近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 管理担当次長の近藤でございます。よろしくお願ひいたします。

1点目の対象職員と影響額についてでございますが、対象職員は104名で、影響額は給料、手当、法定福利費合わせまして約2,500万円でございます。

2点目の正規職員と会計年度任用職員の期末手当、勤勉手当の支給月数でよろしかったと思いますが、支給月数でございますが、同じでございます。

3点目の正規職員と会計年度任用職員の期末手当、勤勉手当の基準日及び支給日についても同じでございます。以上でございます。

○議長（武田治敏議員）　こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員）　再質問ということで、正規職員がいるということで、再雇用職員と会計年度職員ということですね。正職はもちろん勤勉手当を払っていると思うんですけど、会計年度職員の方、勤勉手当を支払っているのでしょうか。その確認だけお願いします。

○議長（武田治敏議員）　近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君）　会計年度任用職員に関しましても勤勉手当の方を支給しております。以上でございます。

○議長（武田治敏議員）　これにて、3番、こんどうのぶお議員の質疑を終わります。

以上をもちまして、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（武田治敏議員）　次に、賛成討論の発言を許します。

こんどうのぶお議員。

○3番（こんどうのぶお議員）　議案第11号です。今回の職員の給与に関する条例の一部を改正する議案です。

正職員とともに会計年度職員の方も勤勉手当等の支給が確認することができました。よって、この議案に賛成といたします。

○議長（武田治敏議員）　他に討論はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（武田治敏議員）　ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田治敏議員）　起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（武田治敏議員）　日程第7、議案第12号　令和7年度愛知中部水道企業団水道事業

会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

山田局長。

○局長（山田紀夫君） 局長の山田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第12号 令和7年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、当初予算第4条の資本的収入の補正を行うものでございます。

資本的収入の補正でございますが、国土交通省、社会資本整備総合交付金要綱に基づき、重要給水施設配水管事業に係る補助金を国に対して4,917万円を要望し、同額を当初予算に計上したところではありますが、交付額が2,289万8,000円と決定されたため、国庫補助金2,627万2,000円を減額するものでございます。これに合わせまして、資本的収支の不足分の補てん財源についても改めるものでございます。

内容について御説明させていただきたいと思っておりますので、お手元の補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第2条、資本的収入及び支出の補正といたしまして、第1款資本的収入を2,627万2,000円減額し、10億9,421万6,000円とするもので、内容は第2項国庫補助金を同額の2,627万2,000円減額し、2,289万8,000円とするものでございます。

また、これに伴いまして、当初予算第4条、本文括弧書きを「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額32億6,248万2,000円は、減債積立金900万円、建設改良積立金1億6,652万8,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2億3,772万3,000円、過年度分損益勘定留保資金11億7,641万9,000円及び当年度分損益勘定留保資金16億7,281万2,000円で補てんするものとする。）」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正するものでございます。

令和7年12月25日提出。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（武田治敏議員） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第12号について、質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。

12番、わたなべさつ子議員。

○12番（わたなべさつ子議員） では、通告書に従い、以下の質問をいたします。

議案第12号 令和7年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について。

議案第12号では、資本的収入11億2,048万8,000円の予定額に対して、国庫補助金が4,917万円が2,627万2,000円の減額です。この国庫補助金は、水道総合地震対策事業に対する国庫補助金であります。この資本的収入の変更について伺います。

1、この補正予算の変更はどのような内容でしょうか。

2、この変更による重要給水施設管路耐震化事業の変更はどのようなか、お伺いします。

○議長（武田治敏議員） わたなべ議員の質疑に対する答弁者、竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 1点目の補正予算の変更の内容についてでございますが、本企业団の重要給水施設管路耐震化事業を社会資本整備総合交付金要綱に基づき、国へ防災・安全交付金事業の水道総合地震対策事業として4,917万円を要望したものに対し、2,289万8,000円の交付決定がされたことによるものでございます。

2点目の事業の変更についてでございますが、資本的収入の変更に関わらず、重要給水施設管路耐震化事業は進める予定でございます。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） わたなべ議員。

○12番（わたなべさつ子議員） では、1点目について、国の防災・安全交付金事業の水道総合地震対策事業減額交付の理由はどのようなでしょうか。

2点目について、減額補正による重要給水施設管路耐震化事業に係る補てんはどのようなですか、お伺いします。

○議長（武田治敏議員） 竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 1点目の水道総合地震対策事業減額の交付の理由はどのようなかについてでございますが、国の交付決定によるもので、その際に理由の明示はございませんでした。

2点目の減額補正による重要給水施設管路耐震化事業に係る補てんはどのようなかについてでございますが、議案第12号、第2条にありますとおり、減額分2,627万2,000円については当年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） これにて、12番、わたなべさつ子議員の質疑を終わります。

続きまして、3番、こんどうのぶお議員。

○3番（こんどうのぶお議員） それでは、議案第12号について質疑します。

1 番目の、これは社会資本整備総合交付金というのが、聞きましょうか。どのような交付金、国庫補助金で、あと交付率の方をよろしくをお願いします。

あと、2 番目の補正予定額 2,627 万円の減額の原因、理由をお願いします。

3 番目の既決予定額の 4,917 万円の具体的な対象の工事内容をお願いします。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員の質疑に対する答弁者、竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） 1 点目の国庫補助金の種類と交付率についてでございますが、社会資本整備総合交付金は、地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的に国が交付する補助金でございます。

また、交付率については、社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき、防災・安全交付金事業の水道総合地震対策事業として重要給水施設管路耐震化事業を対象事業に交付を受けており、交付対象事業費の 3 分の 1 でございます。

2 点目の減額された原因、理由についてでございますが、先ほどもお答えしたとおり、国の交付決定によるもので、その際に原因、理由の明示等はございませんでした。

3 点目の既決予定額の内容についてでございますが、具体的に工事についてはホームページにも公表しておりますように、令和 7 年度の予算説明資料の最後のページにございます令和 7 年度当初予算第 2 次水道施設整備計画の位置図にある工事のうち、工事名に括弧書き、補助金と表記のある 5 件の工事で、その補助対象額でございます。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員。

○3 番（こんどうのぶお議員） ありがとうございます。5 件ということですね。

それでは再質問で、今回補助金の打切りということですが、予定された工事は実施するのでしょうか。

あと、国からの補助はありませんけど、更新率 1%、これは今年度達成できるのでしょうか。

また、補助金が打ち切られて不足する分は、今回積立金、留保資金等で賄えるなら、水道料金の値上げを、平均 20.4% を値上げをしなくてもよかったのではないのでしょうか。以上です。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員の再質疑に対する答弁者、竹内次長。

○次長（技術）（竹内 稔君） まず、1 点目の……。

○3番（こんどうのぶお議員） 予定された工事。

○次長（技術）（竹内 稔君） 予定された工事は、滞りなく行う予定でいます。

2点目の更新率1%ですけど、そちらも今はまだ現在施工中ですので、見込みとして1%を超える見込みでいます。

3点目の水道料金の関係なんですけど、事業費を見込んでおりますので、まだ充てる金額が確定していませんので、20.4%の……。

○3番（こんどうのぶお議員） 値上げしんでもよかったか。

○次長（技術）（竹内 稔君） 単年度での会計は、そのままこれを見込んでいますので、実施したいと思っていますとしか、ちょっと申し訳ないですけど、答えようがないので、すみません。

○議長（武田治敏議員） これにて、3番、こんどうのぶお議員の質疑を終わります。

以上をもちまして、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。

ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（武田治敏議員） 次に、賛成討論の発言を許します。

3番、こんどうのぶお議員。

○3番（こんどうのぶお議員） 議案第12号です。令和7年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、賛成の立場で討論します。

第2次水道事業施設整備計画の中で、漏水管路の更新とともに重要な給水施設管路の耐震化事業であります。いつ来るか分からない南海トラフ大地震が懸念されております。重要給水施設は、医療機関、避難所などであります。まだ13か所のうち数か所しか行われていません。しっかりと計画を立て直し、早期に実行されることを期待し、賛成といたします。以上です。

○議長（武田治敏議員） ほかに討論はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（武田治敏議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（武田治敏議員） ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

本会議において議決されました事項については、会議規則第39条の規定により、その条項、字句、数字その他の整理は議長に委任されたいが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（武田治敏議員） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

◎企業長あいさつ

○議長（武田治敏議員） それでは、企業長より御挨拶をお願いいたします。

佐藤有美企業長。

○企業長（佐藤有美君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日提出いたしました議案につきまして、慎重なる御審議をいただき、原案どおり御議決をいただき誠にありがとうございました。

本企業団の使命は、安全で安心な水を安定的に供給することであり、地域の皆様が安心して毎日を暮らしていただけるような取組を今後も積極的に推進してまいりますので、皆様方の一層の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

今年も残すところ僅かとなり、何かとお忙しい時節柄でございます。これから寒さも一段と厳しくなっておりますが、議員の皆様におかれましては十分御自愛をいただき、ますます御活躍されますことを御期待申し上げます。

新しい年が皆様にとりましてすばらしい年となりますよう御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（武田治敏議員） ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（武田治敏議員） 本日は大変慎重な審議を賜り、ありがとうございました。

これもちまして、令和7年第3回愛知中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

(午後 3時06分)

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和7年 12月 25日

議 長 武 田 治 敏

署 名 議 員 富 田 え い じ

署 名 議 員 門 原 武 志